

課題研究委員会 (最終報告・要旨)

「書面添付制度と保証に関する 理論的・制度的研究」

委員長：河崎 照行（甲南大学）

委員：浦崎 直浩（近畿大学）

小川 晃司（税理士・公認会計士）

加藤 恵一郎（税理士・公認会計士）

金子 友裕（東洋大学）

米谷 健司（立教大学）

朱 愷雯（沖縄大学）

宗田 健一（鹿児島県立短期大学）

平賀 正剛（愛知学院大学）

増田 英敏（専修大学）

松崎 堅太朗（税理士・公認会計士）

松本 祥尚（関西大学）

山本 清尊（税理士）

序 章 課題研究の目的と概要

河崎 照行（甲南大学）

I 研究課題

本研究課題は、TKC 全国政経研究会からの委託研究であり、その目的は、「書面添付制度と保証のあり方」を学術的観点から考究することにある。

II 書面添付制度と学際研究

本研究課題では、会計理論・会計監査・国際会計・税務会計・中小企業会計・租税法・会計実務における権威ある研究者（および実務者）の知見を結集し、その融合によって「書面添付制度の新たな理論体系（概念枠）」を創出することにある。

III 主要論点

本研究課題の主要論点として、少なくとも、次の六つを識別できる。

- (1) 第1の論点は、「書面添付の制度的特質・歴史的経緯・文化的背景」。「書面添付制度がわが国固有の制度」とされる根拠は何か。
- (2) 第2の論点は、「書面添付と確定決算主義の関係」。書面添付と確定決算主義の関係をどのように理解すべきか。
- (3) 第3の論点は、「書面添付と保証業務」。近年、諸外国やわが国では、「保証概念の拡大化」が活発に議論されていることから、「書面添付と保証業務の関係」をどのように理解すべきか。
- (4) 第4の論点は、「書面添付の活用実態」。書面添付制度の利用の現状をどのように理解すべきか。
- (5) 第5の論点は、「国際比較」。書面添付制度に類似した制度は諸外国にもあるのか。その異同点は何か。
- (6) 第6の論点は、「職業会計人（税理士）の役割」。書面添付制度の担い手は税理士であり、その役割期待を何か。

第1章 書面添付制度の制度的・理論的意義と 計算書類の信頼性保証のあり方

河崎 照行（甲南大学）

I 論 点

職業会計人（税理士）の業務にとって重要課題の一つは、「計算書類の信頼性をいかに保証するか」である。現行の法制度上、計算書類の信頼性保証制度の一つは、「書面添付制度」である。書面添付制度は、1956年に税理士法に創設された制度であり、1980年と200

1年の税理士法改正により、当該制度の拡充が図られてきた。

書面添付は、税務申告書について、次の二つを明らかにする書類である。

(1) 税理士が申告書の作成にあたり、どの程度内容に立ち入って検討したか

(2) その結果、税理士が申告書について、どの程度の責任をもって作成したか

かかる書面添付は、ある種の証明行為であることから、監査と同類の性格を有している。つまり、わが国の確定決算主義のもとでは、申告書の基礎となる計算書類や会計帳簿の正確性の保証を通して、ある種の税務監査証明としての役割が期待されている。

II 結 論

書面添付制度は1956年に誕生し、その後1980年に審査事項記載書面添付制度、2001年に事前通知前の意見聴取制度が創設され、現在に至っている。当該制度は、税理士が自らの資格を賭して行うものであり、当該業務によって、税務申告書の信用力と計算書類の信頼性が高められる。そのため、職業会計人（税理士）には、書面添付制度が「わが国固有の誇るべき制度」であることを再認識する必要がある。

また、諸外国で「監査より保証水準の低い保証業務」の議論が活発化するに伴い、わが国でも、書面添付を「保証に類似した概念」として理解する認識が高まってきた。他方、中小企業金融の分野では、中小企業会計基準（中小会計要領）の制度的定着と相俟って、税理士の将来像として、認定経営革新等支援機関としての役割期待がとみに高まってきた。

保証概念の拡大といった監査概念をめぐる状況の変化（保証業務の議論の深まりなど）、および認定経営革新等支援機関としての役割期待に鑑みれば、職業会計人（税理士）には、書面添付制度の一層の推進が強く望まれる。

第2章 書面添付制度の歴史的背景

加藤 恵一郎（税理士・公認会計士）

I 論 点

(1) 揺籃期（1927年～1952年）：第1次シャープ勧告、第2次シャープ勧告から税理士法が施行されるまでの期間。税務公証士の構想があったがこれが頓挫し、税務代理士法が廃止された。税理士法が施行され税理士が誕生し、意見聴取制度の原型が形成された。

(2) 黎明期（1953年～1970年）：日本税理士会連合会の「税理士法改正要望書」に端を発する「税務監査」を巡る攻防が国税庁、大蔵省と日税連の間で繰り広げられた。改正された税理士法には「更生処分前意見聴取」をベースにした書面添付制度が創設された。

(3) 醸成期（1971年～1999年）：この期間は、税理士法1条に「使命条項」及び「独立性概念」が盛り込まれ、他人の作成した申告書に対する書面添付制度が創設されたが、制度的には停滞していた。

(4) 確立期（2000年～現在）：平成13年税理士法改正において「(新) 書面添付制度」と呼ばれるほどの大きな制度改正があった。「調査前意見聴取」が導入され、税務調査の事

前通知前における税理士と国税間の対話の機会が、制度として確立された。

II 結 論

税理士には「税務・会計・保証・経営助言」という四大業務がある。書面添付制度の歴史は職業会計人である税理士が、保証業務の一端を担い得る者として名乗りをあげ、社会に広く認められるために努力し続けている過程の歴史でもある。

税理士が社会からの期待に応え、使命を完遂するための鍵が書面添付制度にある。

第3章 日本の保証としての書面添付

平賀 正剛（愛知学院大学）

I 研究課題

税理士法第33条、特に第1項に定める書面添付（第1項書面添付）の持つ保証業務としての性格を論じること。

II 論 点

今日の「保証」の概念は、戦後米国から移植された監査制度とその基礎をなす監査理論における概念である。文化相対的な関連から考えれば、保証のあり方も一様ではない。第1項書面添付を、社会学的な観点から、伝統的な日本型資本主義社会の下で合理的に機能しうる「日本型保証」として捉えることが本研究の論点である。

III 結 論

伝統的な日本の経済社会は、身近な他者から構成される個人の世界観に特徴づけられている。それは企業経営にあつては、ステークホルダー同士の、互いに顔の見える間柄として具現化する。そこでは、現代の監査（≒保証）において重視される「独立した第三者」という存在は想定し難い。会計書類の保証は、むしろ相談役として会社の内情に精通した専門家と協力した内部牽制の強化という形を取ることになる。その一つの形が第1項書面添付と考えられる。日本の経済社会の特徴は、いまだ中小企業を取り巻く環境の中では息づいていることが、中小企業庁の各種アンケート調査結果から推察される。このことに鑑みれば、そこで合理的に機能する日本型保証として、第1項書面添付を位置付けることが可能となる。

第4章 書面添付制度と信頼性保証

松本 祥尚（関西大学）

I 論 点

本章では、2004年にわが国企業会計審議会が導入した保証業務の範となった国際会計士連盟とアメリカ公認会計士協会の保証業務において、どのような条件を満たした業務が保証業務と解され、如何なる効果が期待されるのかを確認した。同時に税理士法に基づく申告書の書面添付制度が備える特徴を明らかにし、当該特徴に基づき書面添付が一種の保証業務に相当することを明らかにしている。

II 結 論

税理士法第33条の2第2項に規定された書面添付は、納税者自らが作成した申告書について、税理士等がその適否のチェックのみを行ない、内容について問題があれば、その税理士等の指導により申告書を修正するような場合を含んでいる。つまり、この2項書面添付は、広義の保証業務に含まれる合意された手続業務として理解できる。

一方、同法第33条の2第1項書面添付は、計算、整理、相談として、①伝票の整理、②総勘定元帳等の記帳、整理、及び計算、③貸借対照表及び損益計算書の計算と作成、④申告調整、⑤税額の計算、⑥これらに関する税務相談等の事務の作業内容を記載した書面を申告書に添付するものとされている。株式会社においては、確定決算主義に基づき③の計算書類は株主総会で承認されることで確定し、確定された利益数値を前提に④と⑤が実施されることになる。

このため1項書面添付も2項書面添付も、当該添付書面があることによって、想定利用者である税務当局の徴税リスク、すなわち徴税を誤る可能性が低下するため、何れもが広義の保証業務に該当すると理解できる。

第5章 書面添付制度の国際的動向（その1）

一 韓国の誠実申告確認制度にみる納税義務の履行 一

浦崎 直浩（近畿大学）

I 論 点

本章は、納税申告の適正性を検証するという点で、日本の書面添付制度に相当する韓国の誠実申告確認制度を取り上げ、その背景と内容を検討することにより、日本の法人課税における書面添付制度の今後の課題を明らかにすることにある。誠実申告とは、収入金額が一定規模の個人事業者・法人が総合所得税を申告する際、帳簿内容の適正性を税務士の確認を受けて申告することをいう。個人事業者の誠実な申告を誘導するために2011年の所得分に対する総合所得税申告から適用され、申告・納付期限延長、税額控除などの優遇措置がとられている。

II 結 論

韓国の書面添付制度は、税収確保の観点から韓国国税庁の税務調査の一翼を税務士が担

う事前調査の趣旨で導入された制度である。これに対して、日本の書面添付制度は、申告の信頼性向上・税務調査の効率化・税理士の社会的地位向上などが謳われているが、同時に税理士自身の責任限定・自己防衛という権利の側面が存在するという点で両制度の相違がある。書面添付率を上げるためには、韓国の制度に倣うならば納税者に何らかの特典、例えば税務調査免除の通達等での明文化、又は書面添付制度利用法人等に対する銀行借入金利低減等の措置の拡充が求められる。

第6章 書面添付制度の国際的動向（その2）

－ 中国における税理士による保証業務 －

朱 愷雯（沖縄大学）

I 論 点

税理士という職業を制度化している国は、日本を含めて、ドイツ、韓国、中国など極めて限られている。中国の税務師制度は、1990年代半ばに「税務代理試行弁法」（税務代理試行办法）と「注冊税務師資格制度に関する暫定規定」（注冊税务师資格制度暫行規定）の公表を受けて始まった。その背景には、社会主義市場経済への移行と税収徴収管理制度の改革があった。

本研究は、日本の書面添付制度に相当するものとして、中国の税務師（税务师；日本の税理士に相当するもの）による保証業務を取り上げ、両者を比較することを通じて、税理士による信頼性保証の有用性および今後の課題を検討しようとするものである。

上記の研究目的に照らして、本研究は、まず、中国税務師制度の歴史的背景とその変遷を解明したうえで、中国注冊税務師協会（中国注冊税务师协会）が作成した税務師業界税務専門サービス規範を概観した。そして、中国注冊税務師協会が中国税務師事務所を対象に行われた調査結果を用いて、税務師による保証業務の利用状況を浮き彫りにした。最後に、税務専門サービス規範における「企業所得税の納税申告に係る保証業務の手引（試行）」を取り上げ、業務の仕組み、業務の独占性・法的強制力・効果と税理士の独立性・責任という3つの側面から、中国税務師による保証業務と日本の書面添付制度との比較を行った。

II 結 論

研究の結果、中国税務師による保証業務の利用率が低い状況にあることがわかった。利用率が低い理由として考えられるのは、まず、中国における保証業務は税理士の独占業務ではなく、公認会計士や弁護士も業務を執行する資格を有するからである。また、保証業務はあくまでも企業の自発的な行為であり、法的強制力を有しないものであるため、費用対効果の観点から、利用しない会社が多いと考えられる。一方、税務師による保証業務も書面添付制度も、納税者の納税申告情報の信頼性を高める役割が期待されるため、その社

会的意義は否定できるものではないといえる。今後の課題として、保証と融資との更なる結びつきによって、保証業務の利用率を高める具体的施策を検討する必要がある。

第7章 書面添付制度に関する税務会計的検討

金子 友裕（東洋大学）

I 論 点

書面添付制度に関しては、多様な議論が錯綜しているように思われるため、本稿では書面添付制度の保証の射程を検討することとした。このため、課税所得の決定プロセスである三重構造のあり方を整理し、会計制度、会社法及び法人税法の連携関係を確認した上で、書面添付制度の射程を明らかにした。

また、近年の動向として、納税環境整備の観点から帳簿の電子化が議論され、税制改正により簿外経費の否認の取扱いが導入されている。これらの動向を踏まえた書面添付制度のあり方を検討した。

II 結 論

書面添付制度の保証の射程は、税理士法の文理解釈等によれば、会社法が認めた会計制度に基づく計算書類まで書面添付制度の効果が及ぶとの解釈は困難である。しかし、会社法が認めた会計制度に基づく計算書類の適正性は三重構造の中で法人税法の課税所得計算においても肝要であるため、立法論的な観点で書面添付制度の射程の拡張の可能性を検討した。この検討では、税務調査の省略が検討可能となる程度の保証の水準を担保するためには、財務諸表の利用者の経済的意思決定への影響として重要性を考慮すべきではないことや精査の実施が必要となることを指摘した。

また、帳簿の電子化や簿外経費の否認の観点からは、書面添付制度により電子化だけでは十分ではない帳簿書類の正確性を税理士の関与により担保することが期待される。また、簿外経費の否認により中小企業が不利な取扱いをされないことまで考慮するのであれば、精査により税理士が全ての取引の適正性（又は適法性）を担保する制度を目指すことにより、書面添付制度の社会的な信頼性は高まるものとの指摘を行っている。

第8章 書面添付制度と税理士業務

－ わが国中小企業における書面添付制度の有用性 －

松崎 堅太朗（税理士・公認会計士）

I 論 点

中小企業にとって、書面添付制度の実務上の最大のメリットは、端的にいえば、調査

省略に繋がるという点にある。また、実務上、金融機関も書面添付制度を活用（第13章参照）しており、税務面のみならず金融面においても、わが国の中小企業にとって有用な制度であるといえる。

以上の書面添付制度の実務的な有用性をふまえた上で、国税当局や日本税理士会連合会等から公表されている書面添付の事例集を、書式改訂が行われた令和4年度税理士法改正前後に分けて分析し、わが国の書面添付制度の税務面での有用性を、実務の観点から検証した。

II 結 論

書面添付に関する有用な記載事例掲載されている、税理士が「申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項」を、①会計処理作業、②事実認定作業、③法の解釈作業の3つに類型化し、集計すると②事実認定作業と、③法の解釈作業に関する記述が多く記載されていることが判明した。特に、令和4年度税理士法改正後は、よりこの傾向が高まっている。

武田（2006、209頁）は、「適正な申告書を作成しようとする場合、当然、確定決算に至るまでの計算が正確でなければならない。それには、帳簿に立ち入って、納税義務者が自ら作成した損益計算書および貸借対照表に関し、関係帳簿や関係原始記録との突合等により、これらの財務書類が正確に作成されているかどうかを確かめなければならない。」としているが、有用な記載事例として公表されている記載事例は、こういった指摘と軌を一にするものである。

有用な記載事例と同等の質の高い添付書面は、調査省略という結果をもたらし、経営者はこれを高く評価しており、これが書面添付の実務上の最大の有用性であるが、記載事例の分析結果においても、調査省略に資するような質の高い添付書面の作成を税理士に求めているといえよう。

第9章 税理士による「税務に関する保証業務」と 中小企業金融における「決算書の信頼性」の確保

小川 晃司（税理士・公認会計士）

I 論 点

書面添付制度は税理士法に規定された税理士業務である。そのため、書面添付制度が今後さらに普及するか否かは、当事者である税理士の書面添付制度に対する取り組み方に懸かっている。本章では、税理士業務の視点から①書面添付制度が税務申告書の適法性・準拠性・真実性を保証する税理士による「税務に関する保証業務」であること、②書面添付制度の活用によって中小企業金融における「決算書の信頼性」を確保できること、といったそれぞれの視点から書面添付制度の意義および役割について検討を行う。

II 結 論

- ① 納税者が税理士に納税申告書の信頼性を担保してもらい、課税庁の信頼を得るとする書面添付制度の趣旨と情報利用者の信頼を得るために実施される保証業務の目的は一致する。そして、最も重要である書面添付制度が課税庁の信頼を得ているという点については、当該制度活用の実績データによって証明されている。よって、税理士法第1条「税理士の使命」を完遂するために設けられた書面添付制度は、税務申告書の適法性・準拠性・真実性を保証する税理士による「税務に関する保証業務」であると考えられる。
- ② ドイツでは、中小企業が融資の際金融機関へ提出する決算書に税理士等の作成した「年度決算書の作成に関する証明書」(ベシヤイニグング)の添付が求められ、中小企業金融が円滑に行われている。税理士が作成に関与するという点において、日本では納税申告書に税理士が作成した書面を添付する「書面添付制度」がある。たしかに「書面添付制度」は税理士による「税務に関する保証業務」であり、「決算書の信頼性」を保証する制度ではない。しかしながら、確定決算主義に基づいて課税所得を計算していることを踏まえれば、書面添付制度の活用によって間接的ではあるが一定の「決算書の信頼性」は確保できると考えられる。

第10章 書面添付制度と税理士の専門家責任

－ 紛争予防と納税者の権利の視点から －

増田 英敏 (専修大学)

I 論 点

申告納税制度は、納税義務の第一次確定権が納税者にあるという憲法の国民主権の思想を反映した納税制度であるから、課税庁の関与は第二次的・補充的にとどまる。税理士制度はこの申告納税制度を機能させるためのインフラであり、税理士は「独立・公正」な法律専門家として適正な申告納税を担保する役割を担う。

税理士法1条が示す使命(独立・公正/申告納税制度の理念/適正実現)は、プロフェッションの要件に適合し、税理士の専門的技能の核心は税法解釈・適用能力(リーガルマインド)の錬成にあること紛争予防税法と納税者の権利の視点から確認できた。

書面添付制度は、納税者側の意見表明・説明の機会を制度的に確保し、税務行政における適正手続(Due Process)の保障を担保する。とりわけ、調査省略通知の運用や、適時の修正申告による加算税回避可能性は、事前型の権利救済として高い意義を有する。

書面添付制度と「保証」概念について位置づけると、まず、保証概念は、民法上の保証(債務引受)、社会通念上の保証(安心の付与)、監査の保証(情報信頼性に関する意見表明)を分類できる。税理士の書面添付は民法上の保証ではなく「確認」を本質とし、監査

の限定的保証に近い。巡回監査と連動する場合、申告書の品質保証効果も生じるが、法的には確認業務として把握すべきである。ここに、書面添付が税理士の釈明権の行使と位置づけられる所以がある。

なお、税理士の専門家責任の法的範囲をめぐり、善管注意義務違反と債務不履行責任による損害賠償請求事件を素材に、顧問契約の意義と税理士と公認会計士の職務の責任の異同についても、書面添付との関係で検証した。

II 結論

税理士の釈明権の行使としての書面添付は、争点の事前整理と法的論証によって、納税者と課税庁との見解対立を税務調査前の段階で収斂させる。法 35 条の意見聴取義務は、この実効性を担保し、不必要な実地調査・更正の回避を促す。結果として、紛争の未然防止と納税者負担を軽減する。特に納税者の権利保護と紛争予防の視点から評価すると、書面添付は、納税者側の意見表明・説明の機会を制度的に確保し、適正手続 (Due Process) の保障に寄与する。調査省略通知の運用や、適時の修正申告による加算税回避可能性は、事前型の権利救済として高い意義を持つ。

租税裁判例の検証を通じ、税理士の釈明権の行使としての書面添付の有用性を確認していくべきである。

第 1 1 章 書面添付制度の税務執行と中小企業金融における役割

米谷 健司 (立教大学)

I 研究課題

書面添付制度は、税務の専門家である税理士が税務申告書の正確性を裏付けるものであり、その情報の直接的な利用者は税務当局である。しかしながら、当該情報の利用は税務当局に限定されるものではなく、他の利害関係者による利用を妨げるものでもない。本研究では、書面添付制度の意義を本来的役割である円滑な税務執行の観点から検討するとともに、他の利害関係者、特に中小企業を支援する金融機関にとっての副次的機能についても考察を行う。

II 論点

税務執行は租税制度を現実にかす作用を広く指すものとされ、そこでは納税者のタックス・コンプライアンス (納税協力) が欠かせない。タックス・コンプライアンス研究では、なぜ人々は納税するのか、逆に言えば、なぜ人々は脱税しないのかという点が考察されてきた。本研究の一つの論点は、書面添付制度が納税者のタックス・コンプライアンスにどのように影響するのかということである。また、中小企業の多くは金融機関からの借入に依存しており、依然として個人保証や物的担保が求められる場合がある。金融機関の

立場からは、逆選択やモラルハザードの問題が生じないように融資先企業の私的情報を何らかの手段で入手する必要がある。本研究のいま一つの論点は、書面添付制度から生み出される情報が金融機関にとって有用になり得るのかということである。

Ⅲ 結 論

書面添付制度は、納税者と税務当局の間の情報の非対称性を緩和し、円滑な税務執行を実現するが、その背景には確定決算主義の枠組みや税務の専門家である税理士の関与が前提にある。この点は、社会や他者との関わりがタックス・コンプライアンスを改善するという経済学的知見とも整合する。実際、日本企業のタックス・コンプライアンスの水準が比較的高いことは複数の実証的証拠によって示唆されている。さらに、金融機関が融資判断に際して財務諸表の品質を評価することは知られているが、書面添付制度の利用によって税務申告書の正確性が裏付けられることは、たとえ対象が財務諸表ではなく税務申告書に限定されるとしても金融機関に一定の利点をもたらす。もっとも、金融機関に必要な情報のすべてが書面添付制度を通じて直接的に提供されるわけではない。しかしながら、書面添付制度の利用を媒介として、経営者、税理士、金融機関の三者が相互にコミュニケーションを図ることができれば、経営者と金融機関の間に存在する情報の非対称性は緩和される。その意味で、書面添付制度から生み出される情報は金融機関にとっても有用になる可能性があると言える。

第 12 章 書面添付制度の利用実態と課題

宗田 健一（鹿児島県立短期大学）

I 論 点

「書面添付制度」は、適正な申告を担保しつつ、税務調査の省略を期待できる制度として位置づけられている。しかし、税務調査を回避したい中小企業が存在すると推測できるにもかかわらず、制度の利用率は必ずしも高くない水準で続いている。国税庁のレポートや実績評価書、東京税理士会によるアンケート調査、TKC全国会の資料など、既存の統計や調査結果は、制度の全体像や基礎的な統計を示しているものの、詳細な利用実態や制度普及を妨げる要因を解明するところまで至っていない。

そこで、本稿では、先行研究および既存調査を踏まえて独自の調査項目を設定し、TKC九州会に所属する税理士を対象としたアンケート調査を実施した。調査項目は東京税理士会の調査項目と比較可能な形式とし、書面添付制度の利用実態をより精緻に明らかにすると同時に、今後の制度利用、運用の諸課題について検討した。

Ⅱ 結 論

調査により、書面添付制度の利用実態と課題を次のように明らかにした。まず、書面添

付を実施する税理士の主たる動機は「税務調査の省略化」であった。しかし実際には、書面添付が必ずしも税務調査省略に結びついていない可能性が確認できた。この「期待ギャップ」が、制度利用の拡大を阻害する一因と考えられることを指摘した。次に、納税者（中小企業）が制度を十分に理解していない場合や書面添付を実施するだけの業務水準に到達していない場合が多く、税理士側が制度利用を躊躇していることを指摘した。最後に、税務当局が添付書面をどのように利用し、また税務調査を実施するかの手続きが必ずしも透明とはいえない点を指摘した。

本調査結果は、書面添付制度の運用改善や今後の税務行政のあり方を検討する上で有用な示唆を与えるものである。

第13章 書面添付制度と中小企業金融の現状と課題

山本 清尊（兵庫県立大学・税理士）

I 論点

昨今の中小企業金融では、経営者保証に依存しない融資の一層の促進のために「経営者保証に関するガイドライン」（2013年12月経営者保証に関するガイドライン研究会）が公表され、従来以上に、財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保が求められるようになり、従来の担保・保証による融資から、経営者の資質や決算書類重視の融資へと梶が切られている。このような流れにおいては、決算書類の信頼性を確保する制度が今まで以上に必要とされる。その一つの手法として、書面添付制度の活用も着目されつつある。

例えば、「書面添付制度」適用企業に対し、融資条件、優遇金利、経営者保証不要といった金融商品が存在する。三菱UFJ銀行の金融商品「極め」では、申込要件を満たした企業に対し、金利優遇条件の一つに書面添付要件を入れて金利を0.2%割引している。

さらに、令和7年9月1日より日本政策金融公庫とTKC全国会との間で、「TKCファストリンク」という融資スキームが提供された。これは、TKC会員事務所の関与先企業が融資を受けようとする際、会計事務所から当該企業の決算書等を電子で日本政策金融公庫に事前に提出し、当該企業が融資申し込みをすると、申し込みからおおむね5営業日以内に、融資の検討結果が回答される仕組みがある。この仕組みは、一般の融資よりもTKC会員事務所からの紹介で融資した企業のデフォルト率が低いことに着目して開発された。つまり決算書の信頼性が融資審査に影響していることの表れである。任意提出資料には、①中小会計要領チェックリスト、②税理士法第33条の2第1項の添付書面、③記帳適時性証明書があり、融資の検討に有用な資料として活用される。

また、保証協会においても、書面添付がある場合、0.1%の保証料割引制度をとっている協会が3つある。京都信用保証協会は「書面添付制度型保証料割引」として、令和4年11月28日～令和8年3月31日保証申込の一部の保証制度を対象に、直近申告で書面添付制

度が利用されていれば、保証料率を一律 0.1%割引している。岐阜県信用保証協会は「税理士連携中小企業支援特別保証」として、直近申告で書面添付制度が利用されていれば、保証料率を一律 0.1%割引している。静岡県信用保証協会も「税理士連携中小企業支援保証」として、税理士等が認定経営革新等支援機関である場合、または書面添付がある場合は、保証料率を 0.1%割引している。

そこで、金融機関融資を保証している信用保証協会では、書面添付をどのくらい認識しているのかをヒアリング調査を通して分析した。

II 結 論

令和 6 年 7 月から 12 月にかけて、TKC 全国会の中小企業支援委員会が全国 51 信用保証協会を対象にヒアリングを試みたところ、31 の信用保証協会からヒアリング回答結果を得られた。

書面添付を「活用している」と回答した協会の具体的な活用内容は、勘定科目ごとの増減理由が確認できる、月次で会計事務所が企業の書類を確認している頻度が確認できる、記載内容が審査稟議に活用できる、会社の現状を把握するのに有用である等であった。一方、「認識している」と回答した協会では、活用までは至っていない理由は、書面添付されている数が全体数の一部であるのではという意見があった。これは、書面添付率が前述のとおり全法人税申告書の 10%となっているからであろう。書面添付を「認識していない」と回答した協会は 3 協会のみで少なかった。

書面添付記載事項にある勘定科目の顕著な増減理由記載は、一種の情報開示項目として見ることができ、融資先から口頭で決算内容を把握する手間が省け、迅速かつ効率的な融資実行に繋がるという意見もある。

会計は、企業の経済活動を認識・測定・記録・伝達する行為である。その作成過程において、どれほど適法性をもって専門家の判断がされているかで、決算書の信頼度は変わる。DX の進化がますます加速する将来において、決算書作成過程の税理士の関与度を記し、決算数値以外の情報開示項目がある書面添付制度は、金融機関にとって有用性の高い制度であると認識されつつあると考えられる。

終 章 課題研究の総括

河崎 照行（甲南大学）

本研究課題の議論は、次のように総括できる。

- (1) 第 1 の論点「書面添付の制度的特質・歴史的経緯・文化的背景」については、「書面添付制度がわが国固有の制度」とされる根拠について、「法制度」「制度改正の経緯（歴史的経緯）」「わが国固有の文化的背景（企業文化）」といった視点から、その特質を鮮明にした。

- (2) 第2の論点「書面添付と確定決算主義の関係」について、書面添付制度は税理士法上の制度ではあるものの、確定決算主義のもとでは、適正な税務申告書は、計算書類の信頼性が担保されてはじめて税務申告書の信頼性が保証されることから、書面添付制度は「間接的にはあるが、計算書類の信頼性を保証する役割を担っている」とする理解が支配的であった。
- (3) 第3の論点「書面添付と保証業務」については、近年、諸外国やわが国において、「保証概念の拡大化」が活発に議論されていることから、書面添付は保証類似業務とする理解が大勢であった。
- (4) 第4の論点「書面添付の活用実態」については、任意開示の視点から、現状の利用割合を評価する意見があったものの、書面添付制度のより一層の推進が図られるべきであるという意見が支配的であった。
- (5) 第5の論点「国際比較」では、韓国と中国における類似制度の比較研究が行われ、制度上の差異が浮き彫りにされるとともに、ドイツのベシヤイニグング(Bescheinigung)が、書面添付制度の将来のあり方の参考になり得るとされた。
- (6) 第6の論点「職業会計人(税理士)の役割」については、書面添付制度を中核とした認定経営革新等支援機関としての役割が、「職業会計人(税理士)の将来像(期待される将来の役割)」として展望された。

研究会の開催状況

| 回 | 開催日・場所 | 概要・報告者・報告論題 |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 2023年10月1日 租税資料館会議室 | 「課題研究委員会設置の趣旨説明」(河崎照行) 「委託研究の趣旨説明」(坂本孝司) |
| 2 | 2023年11月12日 専修大学 | 報告テーマの確定、研究会日程の調整 |
| 3 | 2024年4月14日 オンライン (Zoom) | 研究報告： 河崎照行，加藤恵一郎，小川晃司 |
| 4 | 2024年6月16日 オンライン (Zoom) | 研究報告： 松崎堅太郎，松本祥尚，浦崎直浩 |
| 5 | 2024年8月18日 オンライン (Zoom) | 研究報告： 平賀正剛，金子友裕，朱愷雯 |
| 6 | 2024年10月6日 オンライン (Zoom) | 研究報告： 宗田健一，米谷健司，増田英敏，山本清尊 |
| | 2024年11月16日 沖縄大学 | 課題研究委員会(中間報告) |

| | | |
|----|----------------------------------|--|
| 7 | 2024年11月17日 沖縄大学 | 2年目（最終報告）に向けた研究活動方針，研究課題の担当確認 |
| 8 | 2025年4月13日 オンライン（Zoom） | 研究報告： 河崎照行「課題研究の目的と概要」・「書面添付制度の理論的・制度的意義と計算書類の信頼性保証のあり方」 加藤恵一郎「書面添付制度の歴史的背景」 小川晃司「税理士による『税務に関する保証業務』と中小企業金融における『決算書の信頼性』の確保 |
| 9 | 2025年6月8日 オンライン（Zoom） | 研究報告： 松崎堅太郎「書面添付制度と税理士業務－わが国中小企業における書面添付制度の有用性－」 松本祥尚「書面添付制度と信頼性保証」 浦崎直浩「書面添付制度の国際的動向（その1）－韓国の誠実申告確認制度にみる納税義務の履行－」 |
| 10 | 2025年8月3日 オンライン（Zoom） | 研究報告： 平賀正剛「日本的保証としての書面添付」 金子友裕「書面添付制度に関する税務会計的検討」 朱愷雯「書面添付制度の国際的動向（その2）－中国における税理士による保証業務－」 |
| 11 | 2025年9月7日 オンライン（Zoom） | 研究報告： 宗田健一「書面添付の利用実態と課題」 米谷健司「書面添付制度の税務執行と中小企業金融における役割」 増田英敏「書面添付制度と税理士の専門家責任－紛争予防と納税者の権利の視点から－」 山本清尊「書面添付制度と中小企業金融の現状と課題」 |
| 12 | 2025年10月5日 オンライン（Zoom） | 最終仕上・全体確認 「研究課題の総括」（河崎照行） |
| | 2025年11月29日 関西学院大学（予定） | 課題研究委員会（最終報告）（予定） |